

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童扶養手当の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給している。 支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎資料として利用している。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第二十二条1項で義務づけられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(児童扶養手当関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、以下のとおり特定個人情報を取り扱う(町村分のみ) ①児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。 ②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、児童扶養手当の支給及び審査に必要な情報を取得する。 ③取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき児童扶養手当を支給する。 ④児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	児童扶養手当電算システム、山形県団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル、口座登録・連携ファイル関係情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、161 3. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第19条、第22条第1号ワ、第2号ル、第4号ヲ、第6号ル、第8号ワ、第44条第1号ワ、第91条第3号、第92条第1号ロ、第92条第2号ハ、第127条第1号ワ、第143条第1号ト、第157条第5号ル、第163条第1号ワ (情報照会) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	山形県行政情報センター(総務部高等教育政策・学事文書課) 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-3403
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2263
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業の際は、決裁を行った上で処理を行い、複数人での確認を徹底することで、人為的ミスが発生しないような体制を構築している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員は、年1回以上の情報セキュリティに関する研修を毎年受講している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署の①部署名	子育て推進子ども家庭課	子育て若者応援子ども家庭課	事後	定期見直しによる修正
令和2年8月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せの①部署名	子育て推進子ども家庭課	子育て若者応援子ども家庭課	事後	定期見直しによる修正
令和2年8月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2019/2/1	2020/8/14	事後	定期見直しによる修正
令和2年8月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/2/1	2020/8/14	事後	定期見直しによる修正
令和4年10月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。	②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、児童扶養手当の支給及び審査に必要な情報を取得する。	事後	番号法改正による修正
令和4年10月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童扶養手当電算システム、山形県団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム	事後	定期見直しによる修正
令和4年10月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当システムファイル	児童扶養手当システムファイル、口座登録・連携ファイル関係情報	事後	番号法改正による修正
令和4年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1. 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 (情報照会) 1. 番号法第19条第7号、別表第二の57の項	(情報提供) 1. 番号法第19条第8号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 (情報照会) 1. 番号法第19条第8号、別表第二の57の項	事後	番号法改正による修正
令和4年10月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て若者応援子ども家庭課	しあわせ子育て応援子ども家庭支援課	事後	定期見直しによる修正
令和4年10月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山形県子育て若者応援子ども家庭課 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2262	山形県しあわせ子育て応援子ども家庭支援課 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2263	事後	定期見直しによる修正
令和4年10月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2020/8/14	2022/9/30	事後	定期見直しによる修正
令和4年10月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2020/8/14	2022/9/30	事後	定期見直しによる修正
令和8年2月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 37の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	・番号法第9条第1項 別表 56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条各号	事後	定期見直しによる修正
令和8年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1. 番号法第19条第8号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 (情報照会) 1. 番号法第19条第8号、別表第二の57の項 2. 別表第二省令第31条	(情報提供) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、161 3. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第19条、第22条第1号ワ、第2号ル、第4号ヲ、第6号ル、第8号フ、第44条第1号ワ、第91条第3号、第92条第1号ロ、第92条第2号ハ、第127条第1号ワ、第143条第1号ト、第157条第5号ル、第163条第1号ワ (情報照会) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条各号	事後	定期見直しによる修正
令和8年2月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	しあわせ子育て応援子ども家庭支援課	しあわせ子育て応援子ども家庭福祉課	事後	課名変更による修正
令和8年2月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	山形県行政情報センター(総務部学事文書課) 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-3014	山形県行政情報センター(総務部高等教育政策・学事文書課) 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-3403	事後	課名変更による修正
令和8年2月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山形県しあわせ子育て応援子ども家庭支援課 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2263	山形県しあわせ子育て応援子ども家庭福祉課 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2263	事後	課名変更による修正
令和8年2月27日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用			事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		人手を介在させる作業の際は、決裁を行った上で処理を行い、複数人での確認を徹底することで、人為的ミスが発生しないような体制を構築している。	事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員は、年1回以上の情報セキュリティに関する研修を毎年受講している。	事後	様式変更に伴う新規項目